

北竜町不妊治療費助成事業のお知らせ

令和4年4月1日から不妊治療が保険適用となりました。
北竜町では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図るため
以下のとおり本人が負担した不妊治療費の助成を行います。



1. 助成内容

(1) 令和4年4月1日以降に受けた、公的医療保険適応となる不妊治療費の自己負担額を全額助成します。

治療内容：検査（原因検索）、原因疾患への治療（精管閉塞や子宮奇形など）、一般不妊治療（タイミング法・人工授精）、生殖補助医療（体外受精・顕微授精・男性不妊の手術）等
※但し、各医療保険の高額療養費の申請を条件とします。また入院における食事代、個室代などは治療費には含みません。

(2) 令和4年4月1日以降に受けた、公的医療保険適応外となる不妊治療費の自己負担額を年間15万円を上限に助成します。

治療例：年齢や治療回数を超えており、保険適応とならない生殖補助医療に関する治療費、その他保険適応とならない先進医療に当てはまる治療

助成回数：治療を受けた年の3月～翌年2月までの治療費を年度内に1回助成します。

※令和4年度においては、令和4年4月～令和5年2月までの治療費を助成します。

また令和3年度から4年度にまたいで実施した特定不妊治療費については、北海道が実施する特定不妊治療費助成事業による助成金を償還した額の9割を助成します。（上限15万円）詳細はお問合せください。

2. 助成の対象となる方（以下の両方を満たす方）

1. 婚姻している（事実婚を含む）夫婦で、夫婦どちらかが北竜町に住所があり、かつ居住している方
2. ご夫婦の両方が公的医療保険に加入している方

3. 申請方法

治療を受けた年の3月～翌年2月までに要した治療費をまとめて、該当年度の**3月31日までに**住民課保健指導係まで申請してください。

（令和4年度については、令和4年4月～令和5年2月末までの治療費を令和5年3月31日までに申請してください。）

【申請は以下の書類の添付が必要となります】

- (1)北竜町不妊治療費助成申請書
- (2)医療機関等証明書
※妻、夫それぞれに治療を受けている場合は、各1枚ずつ証明書が必要となります。
- (3)院外処方がある場合は、院外処方機関が発行した調剤診療報酬明細書
- (4)夫及び妻の加入医療保険が証明できる書類（健康保険証など）
- (5)事実婚の場合は戸籍謄本、また事実婚にあるが住居を別としている場合は事実申立書

上記書類のほか、助成金の振込先の口座がわかるもの（通帳の写しなど）をご持参ください。

申請に必要な書類は、住民課保健指導係でお渡しします。

(1),(2)については、町ホームページからもダウンロードができます。

ご希望により、保健師が自宅に訪問しての申請受付もできます。お気軽にご相談ください。

問合せ：役場住民課保健指導係（Tel.0164-34-2111）